

回覧

連絡報つくみ

令和2年 11月16日 津久見市役所 総務課

飲食店を営む事業者で

新たにテイクアウトでの販売を開始した方へ

～消費税の申告が必要な方は、「区分経理」が必要です～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛要請等の影響により、従来、店内での食事の提供のみを行っていた飲食店が、新たにテイクアウト（持ち帰り）での販売を開始するケースが増えています。

この場合の消費税について、店内での食事の提供は軽減税率の対象外（税率は10%）となる一方で、テイクアウトでの販売は軽減税率の対象（税率は8%）となり、売上げに対する消費税率が複数に分かれるため、事業者の方は、取引ごとに適用税率を判定する必要があります。

その上で、消費税の申告が必要な課税事業者の方は、消費税の確定申告時に、税率ごとに消費税額を計算することとなりますので、日々の売上げを税率ごとに把握し、区分して帳簿に記載（区分経理）しておく必要があります。

区分経理・記帳、申告書の作成方法等に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

なお、軽減税率制度に関するご相談は、専用ダイヤル（☎0120-205-553）で受け付けております。

【問い合わせ先】 臼杵税務署 ☎0972-63-8522

※自動音声案内

旬食

津久見モイカフェスタ＋ヨコゾーナ

開催中！！



昨今、モイカは数あるイカの中でも、独特の甘みと食感があることから、『イカの王様』と呼ばれており、高級食材として取り扱われています。

「津久見モイカフェスタ」は、漁師・漁協・料理人が一体となって開催します。津久見のモイカを漁師が丁寧に獲り、漁協がモイカ専用イケスで管理し、料理人が鮮度抜群のモイカを調理して、皆様にお届けします。

ぜひ旬のモイカ料理、本物の旨いをご堪能ください！！

【問い合わせ先】 津久見市観光協会 ☎0972-82-9521